

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成24年12月21日(金)午後3時00分から午後4時10分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 6件

議案第4号 農地買受適格証明願について 7件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

議案第6号 平成24年度第5次農用地利用集積計画について (別冊)

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局)

事務局長 寺本朗男 主査 大木恒一  
主査補 飯田裕幸

(匝瑳市産業振興課)

主査 飯島正弘

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成24年度12月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に  
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、11番塚本虎之助委員、12番二村正美委員  
を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。なお、本議案には、伊能正啓委員が関  
係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条  
の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採  
決します。最初に、番号1番について、事務局より説明をお願いします。  
伊能委員は退席をお願いします。

(伊能委員退席)

事務局 議案第1号、番号1番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番を議案書をもとに朗読】

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

26番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており、規模拡大のためであり問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1番の採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 伊能委員が着席しましたので引き続き、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号2番から7番は所有権移転に関する件、番号8番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号2番から8番を議案書をもとに朗読】

番号3番から8番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

13番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており、申請地は自作地に隣接していることから作業効率の向上が期待できること、また労働力などからみても問題ないと思われま

5番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

25番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

18番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

11番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

14番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

10番 番号8番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号2番から8番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」番号 1 番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案には、伊能正啓委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく、議事参与の制限により、伊能委員は退席をお願いします。

(伊能委員退席)  
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第 2 号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第 4 条の許可申請は、1 件でございます。

**【議案第 2 号、番号 1 番を議案書をもとに朗読】**

事務局 番号 1 番の申請地は、現況田、計 4 5 7 6 m<sup>2</sup>を土砂等の利用による農地造成を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

26 番 番号 1 番について、申請者は植木業を営んでおり、植木畑とするため山砂で水田を埋め立てるものです。農地区分や転用目的にも問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 お諮りいたします。議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 伊能委員が着席しましたので、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、6件でございます。

**【議案第3号、番号1番から6番を議案書をもとに朗読】**

事務局 番号1番の申請地は、現況田及び畑、計1863㎡を譲受け建売分譲住宅6棟を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、現況畑359㎡を祖母より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、現況畑373㎡を義父より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、366㎡を譲受け資材置場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、現地は既に資材が置かれており始末書が添付されています。

番号5番の申請地は、521㎡を借受け資材置場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、現地は既に資材が置かれており始末書が添付されています。

番号6番の申請地は、現況畑257㎡を借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号1番について、建売分譲住宅6棟を計画するものです。周辺は宅地化が進行しており、周辺農地への影響は少ないと思います。一部農地とし

て残る計画となっています。農地区分や転用目的にも問題ありません。

16番 番号2番について、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、家族も増え手狭なため専用住宅を計画するものです。計画地は、周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

1番 番号3番について、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い専用住宅を計画するものです。計画地は周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

23番 番号4番について、譲受人は土木工事業、重機リース業を営んでおり、現在申請地は資材置き場として利用されています。事業を相続し資産を整理したところ、事態を把握したそうです。始末書が添付されています。周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

番号5番について、譲受人は番号4番と同一人です。番号4番と同様に現在申請地は資材置き場として利用されています。資産を整理したところ事態が判明したとのことです。始末書が添付されています。周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

21番 番号6番について、譲受人は結婚を契機に専用住宅を計画するものです。周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

19番 番号1番について、譲受人は以前、蕪里地先において、事前着工した記憶があります。注意していきたいと思います。計画区域について詳細に教えてください。

事務局 計画地に隣接する東側を一部農地として残す計画です。現在は水田として耕作していますが、今後畑利用を目的とした農地造成を計画する際には法による手続きが必要になる場合があります。

議長 その他、質問、御意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第 4 号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第 4 号の議案書を御覧下さい。今月の「農地買受適格証明願」は 7 件です。申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。

**【議案第 4 号、番号 1 番から 7 番を議案書をもとに朗読】**

番号 1 番から 7 番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

1 3 番 番号 1 番について、申請者は意欲的に営農をしており、また自作地にも隣接しており規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま。

番号 2 番について、申請者は意欲的に営農をしており、また自作地にも隣接しており規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま。

番号3番について、申請者は意欲的に営農をしており、また自作地にも隣接しており規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われます。

番号4番、5番、6番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具、通作距離などからみても問題ないと思われます。

番号7番について、申請者は意欲的に営農をしており、また自作地にも隣接しており規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われます。

議 長        ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長        議案第4号「農地買受適格証明願について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長        御異議ないものと認め、議案第4号「農地買受適格証明願について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長        挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長        次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局        今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。  
あっせん申出番号1番については、田14筆を、賃借したいとのことです。

議 長        事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長        御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に7番大木岩五郎委員、13番伊藤定夫委員を選出したいと考えますが、御異議ご

ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に7番大木岩五郎委員、13番伊藤定夫委員を、選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号、「平成24年度第5次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る19日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

#### 【農地銀行会長の報告】

議 長 農地銀行会長の報告が終わりました。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書を御覧ください。

#### 【議案書にもとづいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第6号「平成24年度第5次農用地利用集積計画について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
議案第6号「平成24年度第5次農用地利用集積計画について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係り通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
次にその他に入ります。  
和解の仲介について、仲介結果を仲介主任より報告をお願いします。

**【仲介主任の報告】**

18番 仲介委員を代表して報告します。野手の熱田さんが、小作料を貰えないので、農地を返却願いたいとの申し立てにより、私と大木傳一郎委員、林豊委員の3名が会長の指名を受け和解の仲介を行いました。

3回の話し合いにより、配布致しました内容にて、和解が成立しましたので報告いたします。

議 長 仲介業務大変ご苦労様でした。  
その他、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長

ないようですので、

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	6件
議案第4号 農地買受適格証明願について	7件
議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第6号 平成24年度第5次農用地利用集積計画について	(別冊)
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について	1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成24年12月21日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。